

令和3年5月21日

第32回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示

5月21日（金）、青森市内では、902例目から914例目となる新型コロナウイルス感染症患者が13例発生し、新たなクラスターが発生したことを踏まえ、速やかに積極的疫学調査を実施し、感染拡大防止を図ることを指示します。

また、青森県の営業時間の短縮要請を受けた地区の飲食店のみならず、他地域・他業者においても広く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていることから、市内の事業者の事業継続に必要な経費や感染防止対策経費を支援するため、以下のとおり指示します。

- 小売業・飲食業等全19業種の事業継続支援緊急対策として、家賃支援、自己所有物事業者に支援、感染症対策設備機器等導入支援、1事業者当たり合わせて上限90万円の助成を行うこと。
- 観光事業者等支援緊急対策として、宿泊施設（上限300万円）、民間バス事業者（上限200万円）、タクシー事業者・自動車運転代行業者・レンタカー事業者（上限100万円）に対し助成を行うこと。

市民の皆さまにおかれましては、ワクチン接種について、希望する方全員が接種を受けられる十分な量が供給される見込みであることから、ご自身の予約受付時期に応じて、慌てずに接種いただくとともに、引き続きマスクの着用や手指消毒等の感染症対策を続けていただくよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。